

安城市監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 5 年 4 月 26 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

令和5年4月26日

安城市長 三星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和5年2月3日から3月23日までの間に実施した子育て健康部保育課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和5年6月21日（水）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

収入調定が収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

調定は収入の意思決定のため、収入調定は収入金額が確定したときに起票しなければならない。